

「じゅうろく外為WEBサービス」ご利用規定 新旧対照表

下線部分変更

現 行	改 正 後
<p>略</p> <p>第1条 「じゅうろく外為WEBサービス」</p> <p>略</p> <p>4. 指定日</p> <p>(1) 契約者は、翌営業日以降を指定日として、本サービスによる取引の依頼を行うこととします。指定日は当行所定の期間内で、当行所定の日付を指定することができます。</p> <p>(2) (1)による取引の依頼を原則としますが、当行の定める一部の取引については、契約者は本サービスにより取引の依頼を行う当日を指定日とすることもできます。但し、この場合、契約者は使用端末機から当行への送信が当行所定の時限を過ぎた場合には、取引が翌営業日扱いになること、および翌営業日の為替相場が適用されることに同意するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(3) 当行所定の時限内の依頼であっても、指定日当日の為替相場が大きく変動した場合には、契約者に通知することなく、市場実勢相場を基準とした当行所定の相場を適用される場合があることに同意するものとします。</p> <p>(4) 外国送金受付サービス・輸入信用状受付サービスとも、対外発信(海外等への電文の発信)は、原則、指定日の翌営業日以降となることに同意するものとします。</p> <p>略</p>	<p>現行どおり</p> <p>第 1 条 「じゅうろく外為 WEB サービス」</p> <p>現行どおり</p> <p>4. 指定日</p> <p>(1) 契約者は、翌営業日以降を指定日として、本サービスによる取引の依頼を行うこととします。指定日は当行所定の期間内で、当行所定の日付を指定することができます。</p> <p>(2) (1)による取引の依頼を原則としますが、当行の定める一部の取引については、契約者は本サービスにより取引の依頼を行う当日を指定日とすることもできます。但し、この場合、契約者は使用端末機から当行への送信が当行所定の時限を過ぎた場合には、取引が翌営業日扱いになること、および翌営業日の為替相場が適用されることに同意するものとします。</p> <p><u>(3) 当行の定める一部の通貨による取引については、契約者は翌々営業日以降を指定日として、取引の依頼を行うこととします。</u></p> <p>(4) 当行所定の時限内の依頼であっても、指定日当日の為替相場が大きく変動した場合には、契約者に通知することなく、市場実勢相場を基準とした当行所定の相場を適用される場合があることに同意するものとします。</p> <p>(5) 外国送金受付サービス・輸入信用状受付サービスとも、対外発信(海外等への電文の発信)は、原則、指定日の翌営業日以降となることに同意するものとします。</p> <p>現行どおり</p>
<p>第4条 管理者および利用者</p> <p>1. 管理者</p> <p><u>契約者は、本サービスの管理者(以下「管理者」といいます)を、当行所定の手続により登録するものとします。なお、管理者を複数指定することはできません。</u></p> <p>2. 管理者が行う業務</p> <p>管理者は、使用端末機から本サービス所定の管理業務(以下「管理業務」といいます)を行うことができます。なお、契約者は契約者本人の責任において管理者に本規定を遵守させ、管理業務に関する責任は契約者</p>	<p>第 4 条 管理者および利用者</p> <p>1. 管理者</p> <p><u>契約者は、本サービスの管理者に対して、マスターユーザIDおよび管理者ユーザIDを使用させます。マスターユーザIDとは、当行から通知された仮ログインパスワード、仮確認用パスワードを使用して使用端末機から取得したIDをいいます。また、管理者ユーザIDは契約者が使用端末機により管理者権限を付与したIDをいい、当行所定の数に至るまで登録できるものとします。</u></p> <p>2. 管理者が行う業務</p> <p>管理者は、使用端末機から本サービス所定の管理業務を行うことができます。なお、契約者は契約者本人の責任において管理者に本規定を遵守させ、管理業務に関する責任は契約者が負うこととします。</p>

が負うこととします。

3. 利用者

契約者は、管理者の利用権限を一定の範囲で代行する利用者(以下「利用者」といいます)を、当行所定の手続により当行所定の数に至るまで登録できるものとします。

4. 利用者が行う業務

利用者は、使用端末機から当行所定の範囲内のサービスを利用できるものとします。なお、契約者は契約者本人の責任において利用者に本規定を遵守させ、その利用に関する責任は契約者が負うこととします。

第5条 本人確認

1. ログインIDおよびパスワード

本サービス利用時における本人確認には、管理者用ログインID(以下「管理者ID」といいます)と管理者パスワードおよび利用者用ログインID(以下「利用者ID」といいます)と利用者パスワードを使用します。
当行は、利用申込を承諾した場合、申込書記載事項を登録し、管理者IDおよび利用者IDを採番したうえで、初回ログイン時に使用する仮のパスワード(以下「初期パスワード」といいます)を設定します。初期パスワードは契約者の届出住所宛に郵送することにより通知します。管理者および利用者は初回ログイン時に、申込書に記載した企業パスワードと初期パスワードによりログインし、使用端末機からパスワードを変更するものとします。当行はこの手続により変更されたパスワードを本サービスの正式なパスワードとします。

2. 管理者の本人確認

- (1) 管理者が、本サービスの管理業務を行う場合、使用端末機に管理者IDおよび管理者パスワードを入力し、当行あてに送信するものとします。当行は送信されたこれらの各番号と当行に登録されている各番号との一致を確認した場合に、送信者を管理者本人とみなします。
- (2) 当行が前号の方法により本人確認を行った場合は、次の事項を確認できたものとして取扱います。契約者の有効な意思による申込であること。当行が受信した依頼内容が真正なものであること。なお、管理者IDおよび管理者パスワードの不正使用等により生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. 利用者の本人確認

- (1) 利用者が、本サービスを利用する場合、使用端末機に利用者IDおよび利用者パスワードを入力し、当行あてに送信するものとします。当行は送信されたこれらの各番号と当行に登録されている各番号との一致を確認した場合に、送信者を利用者本人とみなします。
- (2) 当行が前号の方法により本人確認を行った場合、利用者IDおよび利用者パスワードの不正使用等により生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. 利用者

契約者は、本サービスの利用者に対して、一般ユーザIDを使用させます。管理者の利用権限を一定の範囲で代行する利用者を、使用端末機により当行所定の数に至るまで登録できるものとします。

4. 利用者が行う業務

利用者は、使用端末機から管理者の利用権限を一定の範囲で代行できるものとします。なお、契約者は契約者本人の責任において利用者に本規定を遵守させ、その利用に関する責任は契約者が負うこととします。

第5条 本人確認

1. ユーザIDおよびパスワード

本サービス利用時における本人確認には、ユーザIDとログインパスワードを使用します。
当行は、利用申込を承諾した場合、申込書記載事項を登録し、仮ログインパスワードおよび仮確認用パスワードを設定します。仮ログインパスワードと仮確認用パスワードは契約者の届出住所宛に郵送することにより通知します。
本サービスをはじめて利用する場合については、契約者は、代表口座情報、当行から通知された仮ログインパスワード、仮確認用パスワードにより端末にログインし、マスターユーザIDの取得、ログインパスワードの変更、確認用パスワードの変更をします。
当行はこの手続により取得されたマスターユーザID、変更されたパスワードを本サービスの正式なユーザID、パスワードとします。

2. 管理者の本人確認

- (1) 管理者が、本サービスの管理業務を行う場合、使用端末機にユーザIDおよびログインパスワードを入力し、当行あての送信時には確認用パスワードを入力して送信するものとします。当行は送信されたこれらの各番号と当行に登録されている各番号との一致を確認した場合に、送信者を管理者本人とみなします。
- (2) 当行が前号の方法により本人確認を行った場合は、次の事項を確認できたものとして取扱います。契約者の有効な意思による申込であること。当行が受信した依頼内容が真正なものであること。なお、ユーザIDおよびパスワードの不正使用等により生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. 利用者の本人確認

- (1) 利用者が、本サービスを利用する場合、使用端末機にユーザIDおよびログインパスワードを入力し、当行あての送信時には確認用パスワードを入力して送信するものとします。当行は送信されたこれらの各番号と当行に登録されている各番号との一致を確認した場合に、送信者を利用者本人とみなします。
- (2) 当行が前号の方法により本人確認を行った場合、ユーザIDおよびパスワードの不正使用等により生じた損害について、当行は責任を負いません。

第6条 ログインID・パスワードの管理

1. ログインIDの管理

管理者および利用者のログインIDは、厳重に管理し、他人に教えたり紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。なお、当行からログインIDをお聞きすることはありません。ログインIDを、失念した場合は速やかに、当行所定の手続により届け出てください。当行への届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

2. 管理者パスワードの管理

- (1) 管理者パスワードは厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。なお、当行から管理者パスワードをお聞きすることはありません。
- (2) 管理者パスワードの変更は使用端末機から随時行うことができます。この場合、変更前と変更後のパスワードを送信しますが、当行は受信した変更前の管理者パスワードと当行に登録されている管理者パスワードが一致した場合に、管理者本人からの届出とみなしてパスワードの変更を行います。安全性を高めるためパスワードは定期的に変更してください。また、他人に知られたような場合には速やかに変更してください。
- (3) パスワードはセキュリティ保護のため、当行所定の有効期限を有するものとします。管理者は有効期限経過後、本サービスをはじめて利用する際に、有効期限を経過したパスワードを変更するものとします。
- (4) 本サービスの利用に際して、届出と異なる管理者パスワード等の入力当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は本サービスの利用を停止します。管理者がサービスの利用を再開するには、当行所定の方法により当行に届出てください。
- (5) 管理者が管理者パスワードを失念した場合は、当行所定の手続により、初期パスワードへの変更(パスワードの初期化)を依頼してください。当行が初期パスワードへの変更を完了した後、初期パスワードにてログインし、管理者パスワードを設定してください。当行への届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) 管理者パスワードの有効期間経過後は、管理者パスワードを変更していただくまで本サービスをご利用いただけません。また、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 利用者パスワードの管理

- (1) 利用者パスワードは厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。なお、当行から利用者パスワードをお聞きすることはありません。
- (2) 利用者パスワードの変更は使用端末機から随時行うことができます。この場合、変更前と変更後のパスワードを送信しますが、当行は受信した変更前の利用者パスワードと当行に登録されている利用者パスワードが一致した場合に、利用者本人からの届出とみなしてパスワードの変更を行います。安全性を高めるためパスワードは定期的に変更してください。また、他人に知られたような場合には速やかに変更してください。
- (3) パスワードはセキュリティ保護のため、当行所定の有効期限を有するものとします。利用者は有効期限経過後、本サービスをはじめて利用する際に、有効期限を経過したパスワードを変更するものとします。

第6条 ユーザID・パスワードの管理

1. ユーザIDの管理

管理者および利用者は、ユーザIDを厳重に管理し、他人に教えたり紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。なお、当行からユーザIDをお聞きすることはありません。ユーザIDを、失念した場合は速やかに、当行所定の手続により届け出てください。当行への届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

2. 管理者のパスワードの管理

- (1) 管理者はパスワードを厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。なお、当行から管理者のパスワードをお聞きすることはありません。
- (2) 管理者のパスワードの変更は使用端末機から随時行うことができます。この場合、変更前と変更後のパスワードを送信しますが、当行は受信した変更前の管理者のパスワードと当行に登録されている管理者のパスワードが一致した場合に、管理者本人からの届出とみなしてパスワードの変更を行います。安全性を高めるためパスワードは定期的に変更してください。また、他人に知られたような場合には速やかに変更してください。
- (3) パスワードはセキュリティ保護のため、当行所定の有効期限を有するものとします。管理者は有効期限経過後、本サービスをはじめて利用する際に、有効期限を経過したパスワードを変更するものとします。
- (4) 本サービスの利用に際して、届出と異なる管理者のパスワード等の入力当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は本サービスの利用を停止します。管理者がサービスの利用を再開するには、他の管理者が当行所定の方法により使用端末機から利用停止解除するか、または、当行に届出てください。
- (5) 管理者が管理者のパスワードを失念した場合は、他の管理者が当行所定の方法により使用端末機からパスワードを再設定するか、または、当行所定の手続により、初期パスワードへの変更(パスワードの初期化)を依頼してください。当行が初期パスワードへの変更を完了した後、初期パスワードにてログインし、管理者のパスワードを設定してください。当行への届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) 管理者のパスワードの有効期間経過後は、管理者のパスワードを変更していただくまで本サービスをご利用いただけません。また、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 利用者のパスワードの管理

- (1) 利用者はパスワードを厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。なお、当行から利用者のパスワードをお聞きすることはありません。
- (2) 利用者のパスワードの変更は使用端末機から随時行うことができます。この場合、変更前と変更後のパスワードを送信しますが、当行は受信した変更前の利用者のパスワードと当行に登録されている利用者のパスワードが一致した場合に、利用者本人からの届出とみなしてパスワードの変更を行います。安全性を高めるためパスワードは定期的に変更してください。また、他人に知られたような場合には速やかに変更してください。
- (3) パスワードはセキュリティ保護のため、当行所定の有効期限を有するものとします。利用者は有効期限経過後、本サービスをはじめて利用する際に、有効期限を経過したパスワードを変更するものとします。

- (4) 本サービスの利用に際して、届出と異なる利用者パスワード等の入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は本サービスの利用を停止します。利用者がサービスの利用を再開するには、管理者が使用端末機から利用者パスワードを再設定するか、初期パスワードへの変更を行ってください。
- (5) 利用者が利用者パスワードを失念した場合において、管理者が初期パスワードへの変更を行ったとき、または新しい利用者パスワードの再設定を行ったときは、利用者は直ちに利用者パスワードを使用端末機から変更するものとします。
- (6) 前記の管理者が行う利用者パスワードの再設定・初期化などの一連の行為に関して損害などが発生した場合は、当行は責任を負いません。

第7条 電子メール

1. 電子メールアドレスの割当

当行は本サービスの管理者および利用者に電子メールアドレスを割当てます。この電子メールアドレスは、本サービス専用であり、当行からの告知事項の受信専用です。電子メールの送信および本サービス以外からの電子メールの受信はできません。

略

第9条 取引の確認・記録

1. 取引の確認

(1) 電子メールによる確認

当行は、契約者が取引依頼を行った場合の受付結果やその他の告知事項を、割当てた電子メールアドレスあてに送信します。当行がこの電子メールアドレスあてに送信したうへは、通信障害その他の理由による未着、遅延が発生しても通常到達すべきときに到達したものとみなし、それによって契約者に損害が生じても、当行は責任を負いません。

略

第12条 届出事項の変更等

1. 契約者は本サービスにかかる印章、住所、その他届出事項に変更があった場合、または管理者および利用者に関する登録内容の変更があった場合には、直ちに当行所定の手続により届出することとします。ただし、パスワード等当行所定の事項の変更については、使用端末機からの依頼にもとづきその届出を受付けます。

略

第13条 免責事項

次の各項の事由により生じた損害について、当行は責任を負いません。

1. 本規定第5条「本人確認」による本人確認を行ったうえで取扱った本サービスの提供において、管理者ID、管

- (4) 本サービスの利用に際して、届出と異なる利用者のパスワード等の入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は本サービスの利用を停止します。利用者がサービスの利用を再開するには、管理者が使用端末機から利用者の利用停止解除を行ってください。
- (5) 利用者が利用者のパスワードを失念した場合は、管理者が当行所定の方法により使用端末機からパスワードを再設定してください。
- (6) 前記の管理者が行う利用者の利用停止解除・パスワードの再設定などの一連の行為に関して損害などが発生した場合は、当行は責任を負いません。

第7条 電子メール

1. 電子メールアドレスの登録

管理者は当行所定の方法により、使用端末機から管理者、利用者の電子メールアドレスを登録します。当行は登録された電子メールアドレスに告知事項を送信します。

現行どおり

第9条 取引の確認・記録

1. 取引の確認

(1) 電子メールによる確認

当行は、契約者が取引依頼を行った場合の受付結果やその他の告知事項を、登録された電子メールアドレスあてに送信します。当行がこの電子メールアドレスあてに送信したうへは、通信障害その他の理由による未着、遅延が発生しても通常到達すべきときに到達したものとみなし、それによって契約者に損害が生じても、当行は責任を負いません。

現行どおり

第12条 届出事項の変更等

1. 契約者は本サービスにかかる印章、住所、その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の手続により届出することとします。ただし、パスワード等当行所定の事項の変更については、使用端末機からの依頼にもとづきその届出を受付けます。

現行どおり

第13条 免責事項

次の各項の事由により生じた損害について、当行は責任を負いません。

1. 本規定第5条「本人確認」による本人確認を行ったうえで取扱った本サービスの提供において、ユーザID、パスワ

<p>理者パスワード、利用者ID、利用者パスワード等の不正使用その他の事故があったとき</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>8. インターネットカフェ等の不特定多数の方が利用する環境からのアクセス等により、<u>ログインID</u>・パスワード等が盗用・流出したことにより契約者の情報が漏洩したとき</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>第22条 解約等</p> <p>1. 本契約は当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、契約者から当行に対する解約通知は、当行所定の手続により行うものとします。なお、解約の効力は当行が解約通知受付け後に、解約手続を完了した時点から発生するものとし、解約手続完了前に生じた損害について当行は責任を負いません。また、解約によって損害が発生した場合においても、お互いに賠償を請求しません。</p> <p>2. 契約期間中に契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行は契約者へ事前に通知することなく、本契約を解約できるものとします。当行が契約を解約する場合、契約者に対して、その旨の通知を郵便等の手段により届出の住所宛てに発送するものとします。解約時まで処理が完了していない取引の依頼について、当行はその処理を行う義務を負いません。なお、解約により契約者に損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。</p> <p>(1) 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始、もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立があったとき</p> <p>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>(3) 契約者の預金その他の財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき</p> <p>(4) 相続の開始があったとき</p> <p>(5) 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき</p> <p>(6) 当行に支払うべき本サービスに係わる所定の手数料の支払いが遅延したとき</p> <p>(7) 当行の規定に違反するなど、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由があるとき</p> <p>(8) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>ード等の不正使用その他の事故があったとき</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>8. インターネットカフェ等の不特定多数の方が利用する環境からのアクセス等により、<u>ユーザID</u>・パスワード等が盗用・流出したことにより契約者の情報が漏洩したとき</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>第22条 解約等</p> <p>1. 本契約は当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、契約者から当行に対する解約通知は、当行所定の手続により行うものとします。なお、解約の効力は当行が解約通知受付け後に、解約手続を完了した時点から発生するものとし、解約手続完了前に生じた損害について当行は責任を負いません。また、解約によって損害が発生した場合においても、お互いに賠償を請求しません。</p> <p>2. 契約期間中に契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行は契約者へ事前に通知することなく、本契約を解約できるものとします。当行が契約を解約する場合、契約者に対して、その旨の通知を郵便等の手段により届出の住所宛てに発送するものとします。解約時まで処理が完了していない取引の依頼について、当行はその処理を行う義務を負いません。なお、解約により契約者に損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。</p> <p>(1) 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始、もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立があったとき</p> <p>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>(3) 契約者の預金その他の財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき</p> <p>(4) 相続の開始があったとき</p> <p>(5) 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき</p> <p>(6) 当行に支払うべき本サービスに係わる所定の手数料の支払いが遅延したとき</p> <p>(7) 当行の規定に違反するなど、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由があるとき</p> <p>(8) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき</p> <p>3. <u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることにより本サービスの契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、契約者は、その損害を支払うこととします。</u></p> <p><u>(1) 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p>— <u>暴力団</u></p> <p>— <u>暴力団員</u></p>
--	---

<p>3. 支払指定口座が解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。</p> <p>4. 当行の都合により本サービスの契約の全部または一部を解約する場合は、契約者の届出住所に解約の通知を行います。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p><u>暴力団準構成員</u> <u>暴力団関係企業</u> <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> <u>その他前 ～ に準ずる者</u></p> <p>(2) <u>契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> <u>暴力的な要求行為</u> <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u> <u>その他前 ～ に準ずる行為</u></p> <p>4. 支払指定口座が解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。</p> <p>5. 当行の都合により本サービスの契約の全部または一部を解約する場合は、契約者の届出住所に解約の通知を行います。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>
---	--

以上